

地方公共団体金融機構 第42回経営審議委員会会議録

1 開会の日時及び場所

(1) 開会の日時

令和6年3月11日（月）10時30分～11時20分

(2) 場所

地方公共団体金融機構 第一特別会議室

2 出席委員の氏名

(1) 出席委員

委 員 三谷 隆博

〃 鈴木 豊

〃 米田 保晴

〃 上崎 正則

(2) 欠席委員のうち、地方公共団体金融機構経営審議委員会会議規則第4条第3項の規定に基づき、意見提出をした委員

委 員 勢一 智子

3 議事の概要

別紙のとおり

以上

地方公共団体金融機構

経営審議委員会委員長 三谷 隆博

(別紙) 議事の概要

1 開会

委員長（挨拶）

理事長（挨拶）

2 議事

(1) 令和6年度事業計画（案）

(2) 令和6年度予算（案）

(3) 報告事項

事務局 （議案及び資料の内容を説明、その他報告事項について報告）

委員長 議案等について、質問等はあるか。

委員 グリーンボンドに関して、これまでの資金使途である下水道事業への貸付けに加えて、新たに水道事業への貸付けを資金使途として国内グリーンボンドを発行するという事で、時宜を得た取組として評価。今後、ESG債として再生可能エネルギーに関する事業などを対象にすることは想定しているか。

理事 グリーンボンドを継続的に発行していくためには、対象事業について債券発行に見合う規模の安定的な資金需要が必要と認識。一部の地方公共団体が再生可能エネルギーに関する事業に取り組んでいることは承知しているが、相応の規模で資金需要が持続的に見込まれない限り、まずは安定的な資金需要が見込まれる事業を対象として慎重かつ確実にグリーンボンドを発行したい。もとより将来的に相応の資金需要が見込まれることとなった場合にはグリーンボンドの対象とすることはあり得る。

理事長 ご指摘の再生可能エネルギーに関する事業は「令和6年度事業別貸付計画」のうちの脱炭素化推進事業に該当し得るもので、当該事業は令和5年度地方債計画から計上されている。一方、令和6年度地方債計画では183億円とあるようにその規模はなお小さく、グリーンボンドを継続して安定的に発行するためにも貸付規模の今後の動向を注視してまいりたい。

グリーンボンドの発行規模や資金使途となる貸付対象事業については拡大する姿勢で検討してまいる。

委員 グリーンボンドについて、国内投資家に対する開示は手間もかかり大変なところもあると推察する中、新たに国内グリーンボンドの発行に取り組み国内市場を主導する役割を果たそうとしていることを歓迎するとともに、国内外の資本市場をけん引し主要な役割を果たしていることを評価。

地方支援業務についても、特に e ラーニングにおいて地方公共団体の職員向けに公会計に関するプログラムを用意していることを評価。私自身も拝見したが、基礎から分かりやすく学べるものとなっているほか、受講を奨励するような細やかな工夫もされており感心している。

予算についても、確固たる事業計画のもと利益を確保するとともに、ALM 等による適切なリスク管理を行い十分な基金を確保していることを評価。

理事長 e ラーニングについて、メニューが増えた一方、活用方法が分からないとの声を受け、新たにガイダンスを掲示することとし、利用者の立場に立った改善をすることとしている。

委員 一つめに、事業実施方針の中で「機構における事務の点検・見直しを行い業務の質の向上や事務負担の軽減等を図る」とあるが、現時点で想定している課題は何か。

二つめに、公庫債権金利変動準備金の国への帰属について、その活用先は平成 20 年度以来少しずつ異なっているが、代表者会議は公庫債権金利変動準備金の国への帰属についてどのように考えているのか。

事務局 まず事務の点検について、紙や人の手を介在している事務について重点的に洗い出し、あらかじめデータで受領することや OCR を活用してデータ化するなど見直しを図り、システム化・自動化することを想定。具体的にどのような事務が残っており、いかに業務の効率化を図っていけるかを検討してまいる。労働市場の需給が逼迫しており機構に多くの職員を派遣している地方公共団体においても人手不足感が強まっている中、機構としても事務の効率化を図らなければならないと考えている。

次に公庫債権金利変動準備金の国への帰属に係る活用先について、資料では国が通知において示した活用先を記載している。具体的には、資料 2 の 14 ページに国から地方公共団体に対する通知の一部抜粋を掲載していると、そのうち「地方公共団体に交付される地方交付税の総額は」「地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用額 2,000 億円を加算」とあることを踏まえて資料に記載している。代表者会議の意見については、公庫債権金利変動準備金は地方公営企業金融公庫の時代の地方公共団体からの利息が積み立てられたものであり、地方公共団体のために活用してほしいとの基本的姿勢であると承知。機構としても公庫債権金利変動準備金が地方公共団体のために活用されるよう国へ要望し、国もこれまで地方公共団体のために活用しているものと認識。

理事長 公庫債権金利変動準備金の国への帰属は、機構法附則第 14 条において「機構の業務が円滑に遂行されている場合に」「公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるとき」に限られることとされている。また、公庫債権金利変動準備金は地方公共団体からの利息が積み立てられたものであり元々払っているのは地方公共団体であることから、その活用先も地方公共団体のためになることが適切と認識。加えて、機構設立時の国会の附帯決議においても、公庫債権金利変動準備

金を国へ帰属させるに当たっては機構の意見を踏まえることとされており、毎年度機構から機構の業務に支障を生じさせないこと及び地方公共団体のために活用されることについて文書により意見を提出している。

委員長 本件議案について異論ない。地方支援業務について年々充実させていることを評価。

公庫債権金利変動準備金の国への帰属について、森林環境譲与税に係る国への帰属が令和6年度に終了した後、新たな活用先について議論されているのか。

また、令和6年度から創設された「子ども・子育て支援事業」について、地方公共団体への貸付けの対象となり得る事業としてどのようなものが想定されているのか。

理事長 これまで地方交付税の総額確保という目的のために活用されている場合が多く、今後も同様の目的に活用されることは想定される。一方、それ以外の特定の目的に活用されることは具体的には想定されていない。

「子ども・子育て支援事業」については、例えば保育園の改修など子育て環境の整備のための施設や設備の改修に充てるものと聞いている。

委員 公庫債権金利変動準備金の国への帰属について、同準備金は管理勘定に関するものだが、今後一般勘定の金利変動準備金から国へ帰属させることは法律上想定されるのか。

理事長 法律上は管理勘定の公庫債権金利変動準備金から国へ帰属させることとされている。仮に一般勘定の金利変動準備金から国へ帰属させるためには、法律の改正が必要と認識。

委員長 最後に、委員会の意見書について、私の方で意見書案を作成したので、今から配布する。

(意見書(案)を配布)

委員長 この意見書案についてご意見はあるか。

(異議なし)

委員長 意見書については、代表者会議にて報告いただきたい。

3 閉会

委員長 議事を終了し、閉会する。

以上